

令和5年度第4回  
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2023年9月20日（水）午前11時開会  
場 所：Web会議

札幌市環境局

## 1 出席者

### (1) 第12次札幌市環境影響評価審議会委員

- ◎坪田 敏男 北海道大学大学院獣医学研究院 教授  
秋山 雅行 (地独) 北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所  
環境保全部長  
石塚 真由美 北海道大学大学院獣医学研究院 教授  
小幡 宣和 札幌学院大学法学部 准教授  
片山 めぐみ 札幌市立大学デザイン学部 准教授  
河合 久仁子 東海大学生物学部 教授  
北岡 真吾 北海道大学サステイナビリティ推進機構 特任准教授  
高橋 英明 (地独) 北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所  
環境保全部 専門研究員  
奈良 顕子 (一社) 北海道建築技術協会 常任理事  
福原 朗子 北海道科学大学工学部 講師  
水島 未記 北海道博物館 自然研究グループ 学芸主幹  
計 11名 ◎ : 会長、○ : 副会長

### (2) 事務局

- 札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長 西村 一郎  
札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課長 坂田 一人  
札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課環境共生係長 石田 陽子  
札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課環境共生係 成田 浩之

### (3) 事業者

#### ・ 発寒清掃工場更新事業

(事業者) 札幌市環境局環境事業部

施設建設担当部長 丸岩 靖夫

施設建設担当課長 早川 正志

施設管理課施設建設担当係長 常本 雄亮

施設管理課施設建設担当 富樫 理人

施設管理課施設建設担当 工藤 雅大

(環境影響評価の委託を受けた者) エヌエス環境株式会社 札幌支社 2名

## 2 報道機関

なし

## 3 傍聴者

なし

## 1. 開 会

○事務局（坂田環境共生担当課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第4回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

本日は、ご多用のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

環境共生担当課長の坂田でございます。

今回も前回までと同様にオンライン形式で開催させていただいております。

また、札幌市情報公開条例の規定に基づき、本会議は傍聴希望者向けにYouTubeにて限定公開という形でライブ配信しておりますことをご報告いたします。

なお、議事録作成のため、本会議映像を録画しておりますので、あらかじめご了承いただければと思います。

それでは、開会に当たりまして、環境管理担当部長の西村よりご挨拶を申し上げます。

○西村環境管理担当部長 札幌市環境管理担当部長の西村でございます。

環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の審議会にご参加をいただきまして、心より御礼申し上げます。

本日の会議でございますが、前回に引き続き、発寒清掃工場更新事業に関わる配慮書についてご審議をお願いしたいと存じます。

7月31日に開催しました前回の第3回審議会では、会長、副会長をはじめ、多くの委員の皆様からご意見やご質問をいただきました。今回も、環境保全上、当該事業をより望ましいものにしていくために、引き続き専門的な見地からのご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○事務局（坂田環境共生担当課長） では、最初に本日の資料について確認させていただきます。

事前にメールで送付させていただいたところですが、まず、次第、第12次委員一覧、事業者関係出席者名簿となっております。このほか、発寒清掃工場更新事業計画段階環境配慮書、資料1-1の令和5年度第3回審議会における委員意見及び事業者回答についてです。なお、配慮書図書の本書、要約書、あらましについては事前に郵送させていただいております。

資料は以上となります。

本日は、委員15名のうち、10名のご出席をいただいております。

以上から、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

なお、伊藤委員、奥本委員、渡部副会長につきましては本日ご都合により欠席となっております。また、石川委員と片山委員につきましては遅れての参加の見込みとなっております。

委員の皆様におかれましては、既に何人かの方はカメラをオンにさせていただいております。

すけれども、この時間からオンにさせていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これからの進行につきましては坪田会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○坪田会長 皆さん、おはようございます。

それでは、進めさせていただきます。

本日は、発寒清掃工場の更新に関する1件の審議が予定されております。

終了予定時刻は12時頃ですので、委員の皆様におかれましては、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

最初の案件は、発寒清掃工場更新事業計画段階環境配慮書についての第2回目の審議でございます。

前回に引き続き、事業者の方々に当審議会への出席をお願いしております。

まず、これまでの手続、経緯説明と当審議会への諮問がありますので、事務局からお願いいたします。

○事務局(石田環境共生係長) 本事業は、札幌市環境影響評価条例における第1種事業、一般廃棄物処理施設に該当し、事業者である札幌市長から配慮書が送付されております。

本年7月3日から8月1日までの1か月間で縦覧及び8月15日まで意見募集が行われました。この間、市民の皆様からの意見書の提出はございませんでした。

前回の7月の審議会では、諮問前の第1回目の審議を行っていただいていたところがございます。このたび、市長意見の形成のため、当審議会に正式に諮問させていただきたく存じます。

それでは、審議に先立ち、札幌市環境影響評価条例の規定に基づき、札幌市長から諮問させていただきます。

札幌市長に代わりまして、環境管理担当部長の西村より諮問させていただきます。

なお、読み上げのみとさせていただきます。

○事務局(西村環境管理担当部長) 発寒清掃工場更新事業計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地から意見を述べるに当たり、札幌市環境影響評価条例第6条の10第2項の規定に基づき諮問いたします。

札幌市長秋元克広、代読。

○坪田会長 ただいま諮問をいただきました。

委員の皆様方のご協力を得て議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、前回の審議概要の振り返りについて、事務局からお願いいたします。

○事務局（石田環境共生係長） それでは、資料1-1に基づき、前回の審議概要について、委員の先生から五つのご質問がございましたので、簡単にご説明いたします。

なお、表中の網かけ部分は、前回の審議会後に事業者から追加回答があったものとなっております。

1点目は、札幌市分の処理能力が1日当たり600トンから更新後の新工場では560トンに減少している要因は何かという質問でございます。

札幌市では、平成30年に新スリムシティさっぽろ計画を策定し、ごみの減量に努めているところであり、同計画の目標年度である令和9年度の人口減少を考慮して処理能力を設定しております、今年で同計画の中間期の5年目ですが、減少傾向ではあるため、その目標に向けてごみの減量に努めている状況ですとの回答をいただいております。

2点目は、隣接する破砕工場について、隣同士になることによるメリット、デメリットについてです。

駒岡清掃工場であれば破砕したごみをコンベヤーで運ぶような連携がされていますが、本事業では、これまでと同様、破砕した残渣はトラックに積んで新工場に運搬することになるため、多少距離が近くなるといった利点のほか、新工場から破砕工場へ防爆用の蒸気や電力などのエネルギーを供給し、有効活用を行っており、地下で共同溝の接続や配管などを敷設しているため、隣接するほうが距離は短くできる利点がありますとの回答をいただいております。

3点目は、施設更新に伴う焼却炉の性能の変化についてです。

発電量としては、現工場は1日当たり600トン燃やしてごみの熱量を有効利用し、定格で約5,000キロワットを発電しています、駒岡清掃工場では、真駒内地区の事業所に熱を送って余熱利用しておりますが、発寒の新工場の場合は、周辺にそのような施設がないことから、発電に特化し、可能な限りごみの熱を有効利用しようと考えていますが、基本計画で余熱利用についても検討していきたいと考えていますとの回答をいただいております。

4点目は、処理能力増加に伴う建屋規模等への影響についてです。

処理能力の増加により建屋が大きくなることはなく、現在の建屋と同程度の規模ではないかと想定しております、技術の進歩も含め、処理能力が1日当たり640トンになっても、建屋自体は大きくすることなく建設できるのではないかと考えているとの回答をいただいております。

5点目は、施設及び新設炉の重複稼働期間の有無、工事中における窒素酸化物の追加についてのご質問です。

工場の試運転期間のみ数か月程度並行稼働の可能性はあるものの、新工場が竣工し、正式稼働後は現工場の稼働を止める予定であるため、並行して稼働することは考えていません、工事中の二酸化窒素等について、主に建設機械等から発生するものと考えられ、札幌市環境影響評価条例に基づく技術指針では項目となっていないものの、ご指摘のとおり、

必要な項目ということであれば、今後、手続において評価が必要と判断された場合には実施させていただきたいとの回答をいただいております。

以上となります。

○坪田会長 それでは、ここから委員の皆様からご意見をいただければと思います。

ご意見がある方は挙手ボタンを押してお知らせください。

前回の質問、そして、それに対する回答の概要に関する追加の質問でも結構ですし、新たな質問、あるいは、コメントでも結構ですので、よろしくお願いします。

特に、今回、配慮項目として、大気質のほか、騒音、振動、そして景観が選定されていますので、これらの項目を中心に環境保全の見地からご意見をいただければと思います。

当審議会として答申を形成する必要がありますので、ぜひ積極的なご意見のほどをよろしくお願いします。

それでは、ご意見がある方はいらっしゃるでしょうか。

秋山委員、よろしくお願いします。

○秋山委員 前回の審議会のときにも出させていただいた意見で、運転が2炉重複する場合には両方をという質問をさせていただきました。評価を見ると、バックグラウンドの値は既に現在の炉の稼動を含んだものとなっているので、考え方としては新しい炉も含めた両方の影響があるというような判断でよろしいでしょうか。

次に、これも前回に意見として出させていただいたのですけれども、方法書以降については、窒素酸化物等、新しく発生する工事の影響などについて評価を行っていただきたいと考えています。

次に、評価書で拡散計算をいろいろとしていただいております、安定度の選定の中で、大気安定度がAという評価を行っていただいております。配慮書の5-8ページの安定度の計算については、他の大気が非常に安定なときも含めて計算し、安定度の条件を選定したのでしょうか。

○坪田会長 3点ありましたけれども、一つずつお答えをいただきたいと思います。

○事業者（エヌエス環境株式会社） 予測計算を担当したエヌエス環境です。

まず、最初の質問の新旧の炉が重複して運転した場合のバックグラウンドの取扱いについてですが、秋山委員のご指摘のとおり、バックグラウンドに現在の炉の影響が含まれており、それにオンする形で評価をしております。駒岡のときもそうだったのですが、現段階ではそのような評価となっております。

それから、二つ目の方法書段階以降では二酸化窒素等の工事の影響も評価するべきというご指摘についてです。工事の重機や車両の条件を詳しく決定すれば計算できますので、工事計画と併せて実施する方向で検討させていただきたいと思っています。

そして、最後の短期高濃度評価の不安定時の計算についてです。今、確認できていないのですけれども、これについては一通りの計算をし、代表的な安定度Aの結果を出していたと思います。

○秋山委員 追加で質問します。

安定度の計算についてですけれども、この後の方法書等の計算のとき、例えば、上空のほうに逆転層ができて下層が不安定となるなど、そういう細かい設定も考えていらっしゃるかどうかをお聞きしたいと思います。

○エヌエス環境株式会社 もちろん考えておりまして、逆転層の発生時のときとフュミゲーションと言われる崩壊時の二つの条件は計算する必要があると思っております。

一番問題になるのは逆転層の高さの設定で、実測すべきなのか、それとも、札幌管区気象台のデータを使うのかですが、これは方法書段階で討論させていただき、準備書段階で評価しようと考えております。

○秋山委員 方法書の段階でいろいろと進めていただければありがたいと思います。

○坪田会長 ほかにございませんか。

特に、騒音、振動、あるいは、景観についてご意見をいただけるとありがたいところです。何か憂慮される点がありましたら、遠慮なくご発言ください。

○高橋委員 騒音と振動を見ているのですけれども、焼却炉の稼働に伴う影響について、A案とB案で影響を評価していただいていますよね。配慮書の段階ではそこまでしかできていないのですが、基本的にはやってもらっていることは正しいと思っております。

その結果から、周りの住宅に対してより影響の少ない案となるようにしていただければと思います。ほかの条件もいろいろあると思うので、簡単に騒音、振動だけからは言えないと思うのですけれども、そういった方向に行ってもらえばいいと思いますし、配慮書の段階での騒音、振動についてはちゃんとやっていただけているのではないかと考えております。

○坪田会長 事業者側から何かコメントはありませんか。

○事業者（エヌエス環境株式会社） エヌエス環境から再度コメントいたします。

実際は、設備の音源を数値で設定し、周辺への伝搬の経路をしっかりと選定しての騒音計算を最終目標としておりますけれども、現在の段階では、レイアウトの簡単な比較という形で評価をしております。今後、方法書段階以降では計画に沿った詳しい計算をしたいと考えております。

○高橋委員 要は、配慮書の段階だと物を言えるところがまだないというのが現状かなと思っております。

○坪田会長 分かりました。それでは、そこについては方法書の段階でまた審議したいと思います。

特に景観に関して何かございませんか。

○片山委員 今回、ビフォーアフターのモニタージュ写真を何枚も出していただいています。ビフォーと比較して大きく変わるところはなく、特に問題ないと考えております。

○坪田会長 特にコメントはないかなと思っておりますけれども、事業者側からもし何かコメントはありませんか。

○事業者（エヌエス環境株式会社） はい。

○坪田会長 特に影響はなさそうだとのことですね。

方法書まではA案とB案の両方で継続して進めるということによろしいのでしょうか。

○事業者（エヌエス環境株式会社） はい。

○坪田会長 それでは、当面はA案とB案の併用で進めていただければと思います。

今の三つの観点以外でも結構ですので、もし何か気になるところがありましたら遠慮なくご発言ください。

○奈良委員 配慮書の2-10ページにA案とB案が書かれていますけれども、どちらも現在の事務所と市道を建設場所としていますよね。この市道について、ここが通れなくなることによって周りの人に対する影響はないのでしょうか。

○坪田会長 事業者側からお答えをいただけますか。

○事業者（常本施設建設担当係長） この市道については道路管理者とも協議を進めておりますが、本当に地域の一部の人しか通らないところであり、影響はほとんどないだろうということです。このように、道路管理者とも調整した上で廃止するという方向で進めております。

○奈良委員 今、この広い敷地の真ん中にあるバイパスがなくなると、かなり遠回りすることになると思うので、どのぐらいの人が不自由になるのかなということが気になりました。

○事業者（常本施設建設担当係長） 道路管理者に聞いたところ、ここは路上駐車が結構されている道路のようで、以前、路上駐車をやめてほしいというような話もありました。それも含め、そこまで大きく影響はないというようなことで廃止を進めています。

○坪田会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○坪田会長 私からも前回伺った点以外には特にございませんので、ほかになればこれで審議を終えたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○坪田会長 それでは、これで配慮書に関しては審議を終えたいと思います。

それでは、この後、答申も含め、どのようなスケジュールで進めていくのかについて事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（坂田環境共生担当課長） 今回のご審議でいただきましたご意見等を取りまとめ、10月下旬から11月上旬頃に予定しております次回審議会で答申案として正式にご提示させていただきたいと存じます。

なお、追加のご意見がありましたら、来週9月27日までに事務局宛てにご連絡をお願いいたします。

○坪田会長 了解いたしました。

それでは、事務局で本日の審議内容を整理し、次回の審議に向けた資料等の準備をお願い

いたします。作業の進み具合にもよりますが、その間、事務局と委員の皆様とがメール等でやり取りをさせていただく場合があるかもしれません。そのときは、よろしくお願いいたします。

ほかになれば、以上をもちまして発寒清掃工場更新事業計画段階環境配慮書の第2回目の審議を終了いたします。

それでは、本日の審議はここまでとさせていただきます。

進行を事務局にお返しいたします。

### 3. 閉 会

○事務局（坂田環境共生担当課長） 坪田会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、熱心なご審議をどうもありがとうございました。

次回の開催は10月下旬から11月上旬を予定しています。日程調整等につきましては、後日、改めて行わせていただきたいと思いますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上